

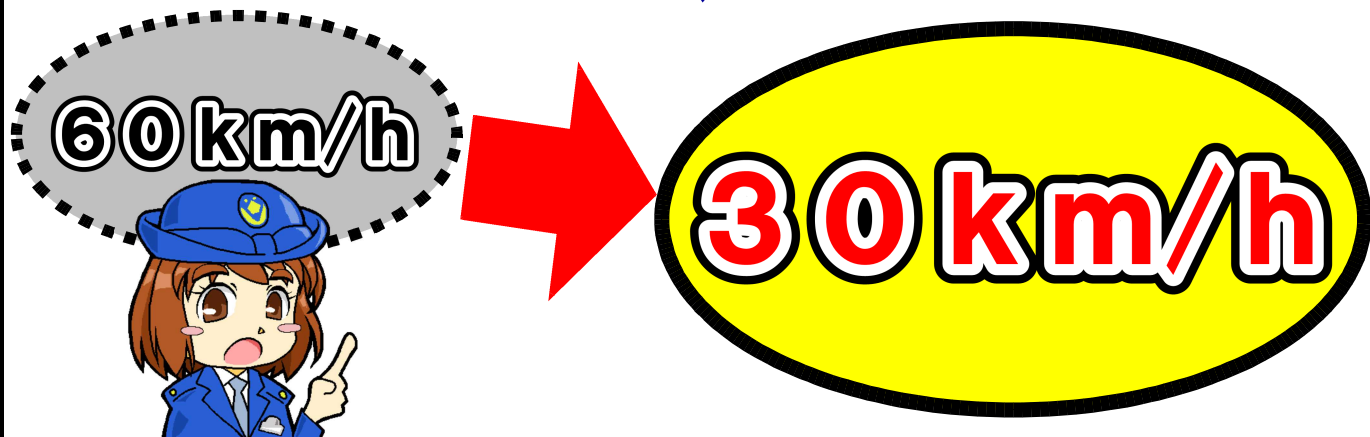
北のひろめーる

令和8年8月4日

釧路警察署

第26号

生活道路における 自動車の法定速度引き下げ



生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。



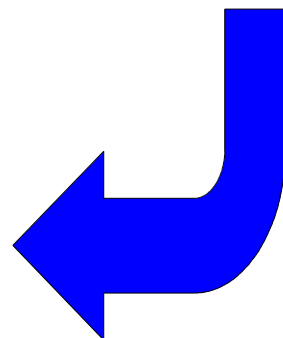
道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、これまでどおりその速度が最高速度となります。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識があった場合は、最高速度は40km/hとなる。



ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～